○環境省告示第五十四号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第三号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和二年三月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年五月二十八日

環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（略）	（略）
別表第一（第一号関係）	**別表第一**（第一号関係）
農薬の成分 ／ 基準値	農薬の成分 ／ 基準値
（略）	（略）
S―ベンジル＝（*RS*）―１，２―ジメチルプロピル（エチル）チオカルバマート（別名エスプロカルブ） ／ 15μg／l	*S*―ベンジル＝１，２―ジメチルプロピル（エチル）チオカルバマート（別名エスプロカルブ） ／ 15μg／l
（略）	（略）
N―ベンジル―７*H*―プリン―６―アミン（別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン） ／ 1,900μg／l	*N*^{6}―ベンジルアデニン又は*N*―ベンジル―１*H*―プリン―６―アミン（別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン） ／ 1,900μg／l
（略）	（略）
別表第二（第二号関係）	**別表第二**（第二号関係）
農薬の成分 ／ 基準値	農薬の成分 ／ 基準値
（略）	（略）
４―[(５*S*）―５―（３，５―ジクロロ―４―フルオロフェニル）―５―（トリフルオロメチル）―４，５―ジヒドロ―１，２―オキサゾール―３―イル]―*N*―[(４*R*）―２―エチル―３―オキソ―１，２―オキサゾリジン―４―イル］―２―メチルベンズアミド並びにその（５*R*，４*R*）、(５*R*，４*S*）及び(５*S*，４*S*）異性体の混合物（別名イソシクロセラム） ／ 120mg／kg体重	４―[(５*S*）―５―（３，５―ジクロロ―４―フルオロフェニル）―５―（トリフルオロメチル）―４，５―ジヒドロ―１，２―オキサゾール―３―イル]―*N*―[(４*R*）―２―エチル―３―オキソ―１，２―オキサゾリジン―４―イル］―２―メチルベンズアミド並びにその（５*R*，４*R*）、(５*R*，４*S*）及び(５*S*，４*S*）異性体の混合物（別名イソシクロセラム） ／ 120mg／kg体重
S―ベンジル＝（*RS*）―１，２―ジメチルプロピル（エチル）チオカルバマート（別名エスプロカルブ） ／ 120mg／kg体重	（新設）
N―ブトキシメチル―２―クロロ―２’，６’―ジエチルアセトアニリド（別名ブタクロール） ／ 330mg／kg体重	（新設）
（略）	（略）